

平成30年分所得税・住民税の申告相談のお知らせ

平成30年分の所得税・住民税の申告相談を次のとおり実施しますので、各地区の指定日にお越しください。

平日の申告相談に來られない場合は、2月24日(日)と3月10日(日)に休日受付を行いますので、ご利用ください。ただし混雑が予想されますので、可能な限り平日にお越しください。

●**所得税・住民税の申告とは**
平成30年1月1日から12月31日までの所得を申告するものです。この申告を基にして所得税を計算し、町は平成31年度の町県民税を課税する根拠の一部とします。

●**申告が必要な方**

平成31年1月1日現在、小野町に住民登録をしている方で、平成30年中(平成30年1月1日から12月31日まで)に次の要件に当てはまる方は申告する必要があります。

- ① 主な収入が給与または年金の方で、それ以外の収入があった方
- ② 営業、農業、不動産、配当などの所得があった方

③ 土地や建物を売った所得(譲渡所得)があった方

④ 医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方

⑤ 初めて住宅借入金等特別控除を受ける方

⑥ 給与所得者で年末調整を行わなかった方

●**申告しなくてもよい方**

① 収入が1つの勤務先からの給与のみで、勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている方

② 収入が公的年金のみで、支払先から町に「公的年金等支払報告書」が提出されている方

●**申告に必要なもの**

① 共通するもの

- ・ 印鑑
- ・ 通帳もしくは口座番号の分かるもの(申告者ご本人のもの)
- ・ 個人番号カードまたは通知カード

※通知カードの場合はカードのほかに本人確認ができる書類(免許証など)が必要です。

② 給与、年金所得のある方
・ 源泉徴収票

申告相談日程

日	月	火	水	木	金	土
					2/15 本町 仲町 8:30~16:00	16
17	18 横町 反町 大八 8:30~16:00	19 荒町 中通 8:30~16:00	20 延長日 (地区指定なし) 8:30~18:00	21 谷津作 8:30~16:00	22 平館 小野赤沼 8:30~16:00	23
24 休日受付 (地区指定なし) 8:30~16:00	25 菖蒲谷 雁股田 皮籠石 8:30~16:00	26 飯豊上 飯豊中 8:30~16:00	27 延長日 (地区指定なし) 8:30~18:00	28 飯豊下 吉野辺 8:30~16:00	3/1 浮金 8:30~16:00	2
3	4 小戸神 小野山神 8:30~16:00	5 夏井 8:30~16:00	6 延長日 (地区指定なし) 8:30~18:00	7 南田原井 塩庭一区 塩庭二区 8:30~16:00	8 湯沢 上羽出庭 和名田 8:30~16:00	9
10 休日受付 (地区指定なし) 8:30~16:00	11 地区指定 なし 8:30~16:00	12 地区指定 なし 8:30~16:00	13 延長日 (地区指定なし) 8:30~18:00	14 地区指定 なし 8:30~16:00	15 地区指定 なし 8:30~16:00	

会場 役場分庁舎講堂(旧母子健康センター)

※今回から会場が変更になります。また番号札は午前8時から会場で配布することとなりますので、ご注意ください。